



Air Line Pilots'
Association of JAPAN

ALPA Japan NEWS 発行：Air Line Pilots' Association of Japan

日 乗 連 ニ ュ ー ス

Date 2021. 4.30 No. 44 - 17

日本乗員組合連絡会議

企画会議

〒144-0043

東京都大田区羽田 5-11-4

alpaijapan.org

新型コロナワクチン接種に関する ALPA Japan／日乗連 声明

ALPA Japan／日乗連では先日、ワクチン優先接種を求める IFALPA/ITF の共同声明をご紹介しました ([ALPA Japan ニュース No.44-14](#))。それ以外にも、国内外でパイロットや客室乗務員だけでなく、航空従事者全体に対する優先接種を求める声明等が出されています。

ALPA Japan／日乗連の専門委員会及び加盟単組は、新型コロナワクチン接種に関わる諸課題を検討し、今般、新型コロナワクチン接種に関する声明を出すことを決定しました。

新型コロナワクチン接種に関する ALPA Japan／日乗連 声明

1. パイロットへの優先接種について、早急に検討すべきである

- ・ ワクチン接種には、「本人の感染症罹患防止」と「集団免疫形成」という2つの意味がある。
- ・ パイロットは、医療従事者やその他公共交通機関の従事者(バス、タクシー運転手など)に比べると、感染リスクはそこまで高くはないかもしれない。一方、国内線及び国際線における旅客・貨物輸送という、必要不可欠な役割を担っている。
- ・ 今後、国際線運航における外国への入国条件として、新型コロナワクチン接種が必須となるケースが考えられる。
- ・ 現在、国際線に乗務するパイロットは、海外から帰国する毎に PCR 検査や抗原検査を受けており、大きな負担になっている。
- ・ 国民生活を維持するため、公共交通機関の従事者であるパイロットに対する新型コロナワクチンの優先接種を、早急に検討すべきである。

2. 最終的な接種の判断は、本人の任意に依らなければならない

- ・ 新型コロナワクチンは、これまでに無い新技術が採用されており、その有効性や有効期間、安全性、長期に渡る人体への影響など、未知の部分があるとされている。
- ・ 被接種者に対して、接種有無の最終的な判断するための正確な情報が開示されなければならない。
- ・ インフルエンザなど他の感染症と同様、接種の最終的な判断は本人の任意である。
- ・ 接種をしない選択をした場合、いかなる不利益も被らないようにしなければならない。

3. 副反応を示した場合、勤務上の配慮がされなければならない

- ・ 国土交通省航空局は、航空機乗組員における新型コロナワクチン接種の取扱いについて、「航空機乗組員は、新型コロナワクチンを接種後、少なくとも 48 時間経過するまで航空業務に従事してはならない。副反応があった場合、それが消失したことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。」としている。
- ・ 医療従事者や高齢者へのワクチン接種において、副反応を示したケースが報告されている。
- ・ 副反応を示した場合、その副反応が消失するまで、勤務上の配慮がされなければならない。

以上

